

令和 6 年度

栃木市寺尾財産区特別会計
決算審査意見書

栃木市監査委員

このページは白紙です

栃市監第 33 号
令和 7 年 8 月 21 日

栃木市寺尾財産区
管理者 栃木市長 大川 秀子 様

栃木市監査委員 福 地 武 司

栃木市監査委員 浅 野 貴 之

令和 6 年度栃木市寺尾財産区特別会計決算審査意見書について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された令和 6 年度栃木市
寺尾財産区特別会計歳入歳出決算及び関係書類を、栃木市監査基準に準拠して
審査しましたので、その結果について意見書を提出いたします。

令和 6 年度

栃木市寺尾財産区特別会計歳入歳出決算審査意見

第 1 審査の種類

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定に基づく審査

第 2 審査の期間

令和 7 年 6 月 2 7 日から令和 7 年 8 月 2 0 日まで

第 3 審査の対象

令和 6 年度 栃木市寺尾財産区特別会計歳入歳出決算

第 4 審査の着眼点

- (1) 歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書（以下「決算書等」という。）は法令の規定に準拠して作成されているか。
- (2) 決算書等の計数は正確で、証拠書類と一致しているか。また、決算書等相互の関連計数は一致しているか。
- (3) 予算は適正に執行されたか。
- (4) 事務事業は経済的、効率的、かつ効果的に執行され、目的を達成しているか。

第 5 審査の方法

例月出納検査及び定例監査の結果を踏まえ、下記により審査を行った。

- (1) 決算書等及び関係諸帳簿の突合、確認並びに決算計数及び財政指標の分析的手続。
- (2) 予算の執行状況について、関係部課等の職員に質問をし、説明を求めた。

第 6 審査の結果

第 1 から第 5 に記載した事項のとおり審査を実施した限りにおいて、決算書等は法令の規定に準拠して作成されており、計数においても正確であると認められた。

また、予算は適正に執行されており、事務事業においても効率的に執行されていると認められた。

栃木市寺尾財産区特別会計

1 決算の状況

歳入決算額 59,064,520 円（対予算現額 99.2%）

歳出決算額 57,060,111 円（対予算現額 95.8%）

歳入歳出差引額 2,004,409 円（形式収支額）

（単位：円）

区分 \ 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度増減
①歳入総額	59,064,520	76,393,158	△17,328,638
②歳出総額	57,060,111	30,568,251	26,491,860
③形式収支額（①－②）	2,004,409	45,824,907	△43,820,498
④翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0
⑤実質収支額（③－④）	2,004,409	45,824,907	△43,820,498
⑥前年度実質収支額	45,824,907	8,818,556	37,006,351
⑦単年度収支額（⑤－⑥）	△43,820,498	37,006,351	△80,826,849

2 歳入

（単位：円・%）

区分 \ 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度増減
予算現額	59,534,000	32,112,000	27,422,000
調定額	59,064,520	76,393,158	△17,328,638
収入済額	59,064,520	76,393,158	△17,328,638
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	0	0	0
収入率	対予算	99.2	237.9
	対調定	100.0	100.0
			△138.7
			0.0

収入済額は 59,064,520 円であり、前年度に比べ 17,328,638 円減少した。

予算現額に対する収入率は 99.2%であり、前年度を 138.7 ポイント下回った。

調定額に対する収入率は、前年度と同率の 100.0%である。

収入済額の内訳は、土地貸付収入 13,204,830 円（22.4%）及び前年度繰越金

45,824,907 円（77.6％）である。

収入済額の減は、令和 6 年度においては土地売払い収入がなかったこと、また、令和 5 年度に、貸し付けていた土地の一部を売却したことにより土地貸付収入が減額となったことが主な要因である。

3 歳出

（単位：円・％）

年度 区分	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度増減
予 算 現 額	59,534,000	32,112,000	27,422,000
支 出 済 額	57,060,111	30,568,251	26,491,860
翌年度繰越額	0	0	0
不 用 額	2,473,889	1,543,749	930,140
執 行 率	95.8	95.2	0.6

支出済額は 57,060,111 円であり、前年度に比べ 26,491,860 円増加した。

予算現額に対する執行率は 95.8％であり、前年度を 0.6 ポイント上回った。

支出済額の内訳は、議会運営費 1,135,632 円（2.0％）、財産区有山林管理事業費 1,987,479 円（3.5％）、運営基金積立金 51,115,000 円（89.6％）及び一般会計繰出金 2,822,000 円（4.9％）である。

支出済額の増は、運営基金積立金が前年度と比べ 28,202,000 円増えたことが主な要因である。

4 公有財産

(1) 土地及び建物

土地の決算年度末現在高は 638,047 m²で、前年度と比較して増減はなかった。

建物の決算年度末現在高は 46 m²で、前年度と比較して増減はなかった。

(2) 山林

山林の決算年度末現在高は 638,047 m²で、前年度と比較して増減はなかった。

立木の推定蓄積量の決算年度末現在高は 17,969 m³で、前年度と比較して 154 m³増加した。これは、スギ、ヒノキ等の生育による材積量の増加が主な要因である。

(3) 出資による権利

みかも森林組合出資金の決算年度末現在高は 2,580,000 円で、前年度と比較して増減はなかった。

5 物品

物品の決算年度末現在高は、測量製図用機械器具類における森林管理業務支援システム一式で、前年度と比較して増減はなかった。

6 基金

栃木市寺尾財産区運営基金の決算年度末現在高は 335,074,000 円で、前年度と比較して 51,115,000 円増加した。

これは、運営基金積立金として 51,115,000 円を積み立てたためである。

7 むすび

当財産区の豊かな自然は、自然生態系の保護等に大きな役割を担うとともに、市民の暮らしに安らぎと潤いをもたらすものである。

その中で、「財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村との一体性を損なわないように努めなければならない」ことが基本原則とされていることから、計画性のある効率的な事業推進、適正かつ正確な財務事務の執行、コスト縮減に引き続き努められたい。

なお、令和 5 年度において、貸し付けている土地の一部を売却したことにより、令和 6 年度以降の土地貸付収入は大幅に減額となることから、今後の財産区運営に対する展望をより明確にすることが望まれる。

また、基金については、当財産区の安定した運営に支障をきたすことのないよう、金融情勢を的確に把握し、確実かつ有効な運用に留意するとともに、適切な公金管理に努められることを併せて要望する。さらに、公平性の観点からも応分の費用負担を含め、将来において有効な活用方法についても考慮されたい。

加えて、当財産区のこれまでの成果を踏まえつつ、長期的な視点に立ち財産区のあり方を検討されるとともに、併せて財産区の森や緑そのものが、市民に安らぎを与え、自然環境の保全や水資源の涵養といった公益的な役割を果たす貴重な資源であることから、売却をする際には、周囲への影響を十分に考慮しつつ、これらの活用策についても、引き続き地域住民及び議会等関係者による協議を進められるよう望む。

今後とも市全体に寄与できるような財産区であるよう望むとともに、当財産区の管理運営がより効率的に執り行われることを期待する。

このページは白紙です